

議案第74号

羽曳野市建築基準法施行条例及び羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例及び羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年9月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の一部改正に伴い、指定確認検査機関が国の機関の長等の計画通知を受け、確認を行うことができることとなったことから、当該通知に係る規定の新設その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例及び羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日  
羽曳野市条例第　号

(羽曳野市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「規定は、」の次に「国の機関の長等が」を加え、「に規定する国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した」を「の規定による通知をする」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の規定は、国の機関の長等が法第 18 条第 4 項(法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、第 1 項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

別表 2 の項中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同表 3 の項及び 4 の項中「第 18 条第 16 項」を「第 18 条第 20 項」に改め、同表 5 の項中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条第 28 項」に改め、同表 6 の項中「第 18 条第 24 項」を「第 18 条第 38 項」に改める。

別表附表 3 の 1 の表及び 2 の表中「第 18 条第 19 項」を「第 18 条 28 項」に改める。

(羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例(令和 2 年羽曳野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 12 号の表備考 4(1)中「第 18 条第 18 項」を「第 18 条第 22 項若しくは第 26 項」に改める。

## 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

新旧対照表

新	旧																														
<b>第1条関係</b>	<b>第1条関係</b>																														
羽曳野市建築基準法施行条例  (工事監理者の選任等の届出) 第3条 1・2 省略 3 第1項の規定は、 <u>国の機関の長等が法第18条第2項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をする場合について準用する。</u> 4 <u>第1項の規定は、国の機関の長等が法第18条第4項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</u> 第4条～第10条 省略  附 則 省略 別表(第6条関係)	羽曳野市建築基準法施行条例  (工事監理者の選任等の届出) 第3条 1・2 省略 3 第1項の規定は、法第18条第2項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。  第4条～第10条 省略  附 則 省略 別表(第6条関係)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">法第6条の3第1項ただし書き又は<u>第18条第5項</u>ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知</td> <td style="padding: 2px;">附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第<u>18条第20項</u>の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)</td> <td style="padding: 2px;">附表3に掲げる額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">法第7条第1項の規定による完了検査の申請</td> <td style="padding: 2px;">附表3に掲げる</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1 省略			2	法第6条の3第1項ただし書き又は <u>第18条第5項</u> ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額	3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第 <u>18条第20項</u> の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)	附表3に掲げる額	4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	附表3に掲げる	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">区分</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">法第6条の3第1項ただし書き又は<u>第18条第4項</u>ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知</td> <td style="padding: 2px;">附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第<u>18条第16項</u>の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)</td> <td style="padding: 2px;">附表3に掲げる額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;">法第7条第1項の規定による完了検査の申請</td> <td style="padding: 2px;">附表3に掲げる</td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1 省略			2	法第6条の3第1項ただし書き又は <u>第18条第4項</u> ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額	3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第 <u>18条第16項</u> の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)	附表3に掲げる額	4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	附表3に掲げる
項	区分	金額																													
1 省略																															
2	法第6条の3第1項ただし書き又は <u>第18条第5項</u> ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額																													
3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第 <u>18条第20項</u> の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)	附表3に掲げる額																													
4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	附表3に掲げる																													
項	区分	金額																													
1 省略																															
2	法第6条の3第1項ただし書き又は <u>第18条第4項</u> ただし書きの規定による審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を行う確認の申請又は計画の通知	附表1に掲げる額に附表2に掲げる額を加えた額																													
3	法第7条第1項の規定による完了検査の申請(以下「完了検査の申請」という。)又は法第 <u>18条第16項</u> の規定による工事を完了した旨の通知(以下「工事を完了した旨の通知」という。)	附表3に掲げる額																													
4	法第7条第1項の規定による完了検査の申請	附表3に掲げる																													

	(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)	額に附表4に掲げる額を加えた額		(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為である場合に限る。)	額に附表4に掲げる額を加えた額
5	法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知	附表5に掲げる額	5	法第7条の3第2項の規定による中間検査の申請(以下「中間検査の申請」という。)又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知	附表5に掲げる額
6	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第38項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請	120,000円	6	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請	120,000円
7~64 省略					7~64 省略
備考 省略					
附表1・附表2 省略					
附表3					
完了検査申請等手数料表					
1 中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合					
表 省略					
2 中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合					
表 省略					
附表4~附表10 省略					
完了検査申請等手数料表					
1 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合					
表 省略					
2 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合					
表 省略					
附表4~附表10 省略					

## 第2条関係

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1)～(11) 省略

(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1～3 省略

4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証(以下この条において「検査済証」という。)

(2)・(3) 省略

5・6 省略

(13) 省略

以下省略

## 第2条関係

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る事務手数料条例

(手数料の金額等)

第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1)～(11) 省略

(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

省略

備考

1～3 省略

4 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この条において「検査済証」という。)

(2)・(3) 省略

5・6 省略

(13) 省略

以下省略